

10月19日

ご両親の親権を使った任意後見契約

先日、ある知的障がい者と弊NPOとの間で、任意後見契約を締結しました。委任者はまだ未成年なので、契約にはご両親が親権者代理人として臨まれました。



公正証書作成後、ご両親との間で、任意後見発効の始期に関する覚書を交わしました。今後定期的に、ご両親と連絡を取り合うことになりました。

11月2日

成年後見人に選任されました

先日、大阪家庭裁判所より弊NPOを成年後見人に選任するとの審判書をいただきました。被後見人は、知的障がいのある方です。これで、法定後見受任は29件目となります。

知的障がいの方は、まだお若いので、後見期間は長期化する可能性があります。親御さんやご本人との関係性構築など、後見人として適切に対応していきたいと思います。



11月19日

入出金明細表

金銭管理であれ、後見人であれ、弊NPOが財産管理を託されると、作成するのが「入出金明細表」です。

管理される側であるご本人の通帳すべてを月初に通帳記入し、前月末残高から、当月の入金分と出金分を項目別に加減し、当月末残高を出します、そして、当月末残高から前月末残高を差し引いて、当月の増減金額を算出し、ご本人のお金の動きを毎月確認しています。これにより、増減の要因が把握でき、趨勢としてお金が減っていれば、削減できる費目がないかを吟味し対策を打つようにしています。このようにして、預貯金を適切に管理し、ご本人の暮らしを生涯守っていただけるよう努めています。

11月15日

住之江支援学校でセミナー実施



先日、住之江支援学校からの依頼を受けて、「障がいのあるお子様の親御様が備えるべきこと」と題して、対面式のセミナーを実施しました。参加者は約30名でした。

成年後見制度の種類や留意点、後見人を付けるケースや付けないケースでの実例など、具体的にお話させていただきました。

11月24日

公正証書3本作成

先日、ある高齢者との間で公正証書3件を作成しました。一つは、委任契約及び任意後見契約、二つ目は、死後事務委任契約、そして三つめは、公正証書遺言でした。

同人は一人暮らしで自分の生前から死後までの備えを見通した上での作成となったものです。弊NPOはいずれも受任や執行をする立場なので、しっかりと役割を果たしていきたいと思います。



12月1日

高齢の一人暮らし世帯拡大

総務省が11月30日に公表した2020年国勢調査では、単身高齢者が5年前比13.3%増の671万人に増加したとされています。うち男性は230万人、女性が441万人と、女性が圧倒的に多いのが特徴で、65歳以上高齢女性のうち、5人に1人が一人暮らしとなっています。



一人暮らし世帯では、同居家族がいないので、見守りや金銭管理など家族以外の支援が必要となっており、弊NPOでの支援実績もほとんどが一人暮らし高齢者向けです。弊NPOでは、「おひとりさまのそなえ」冊子の発行配布や啓発・支援活動をしています。我々の果たす役割と責務の大きさをひしひしと感じました。